

枕崎市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市が発注する建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下、「建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約に係る競争入札に関し、枕崎市契約規則（昭和52年枕崎市規則第22号）第12条第1項に規定する最低制限価格を設けるときに必要な算定方法を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象となる業務は、予定価格が50万円を超える建設コンサルタント業務等で、次に定める業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に次に掲げる割合を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。

- (1) 前条第1号に定める業務 10分の8.2
- (2) 前条第2号から第4号に定める業務 10分の8
- (3) 前条第5号に定める業務 10分の8.5

(公表等)

第4条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。